

徳島県環境審議会温泉部会 令和4年度第1回会議録（公開）

- 1 日時 令和4年6月22日(水) 午前10時～午前11時30分
- 2 場所 徳島県職員会館 2階 視聴覚室
- 3 出席者 委員7名中 7名出席
1号委員（学識経験者）：石田啓祐委員（部会長：議長）、喜多三佳委員、
※50音順 佐藤智恵美委員、西山賢一委員（副部会長）、
本仲純子委員
2号委員（市町村関係）：井原まどか委員（徳島市）、
和田正幸氏（徳永高啓委員欠席のため代理出席）
事務局（薬務課）：佐々木薬務課長、高瀬副課長（司会）、近藤課長補佐、
出羽主査兼係長、港主任主事
- 4 議事 (1) 開会
(2) あいさつ
徳島県保健福祉部薬務課長
徳島県環境審議会温泉部会長
(3) 審議案件 温泉動力装置許可申請 1件
申請者氏名 ノヴィルホールディングス株式会社
申請者住所 徳島県徳島市沖浜東3丁目15番地
掘削場所 徳島県小松島市立江町字黒岩11番地3
(4) 閉会

5 議事概要

- 司会 只今から徳島県環境審議会温泉部会を開会いたします。
本日の御出席の委員は、7名でございます。
温泉部会委員総数7名の過半数を満たしておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この部会が成立していることをご報告いたします。
まず、最初に薬務課長からご挨拶を申し上げます。
- 課長 (挨拶)
- 司会 続きまして、徳島県環境審議会温泉部会長からご挨拶を申し上げます。
- 部会長 (挨拶)
- 司会 これから、議事に入りますが、徳島県環境審議会運営規程第7条の規定に基づき部会長が議長として部会の議事を整理することになっておりますので、議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。
- 議長 本日の審議案件は、温泉動力装置許可申請が1件でございます。
それでは、審議に移りますが、審議にあたって、まず、申請理由等について申請者に説明をお願いします。
次に、動力装置設置事業者、事務局に説明をお願いします。
その後、今回の案件の現地調査に参加いたしました西山委員から現地状況調査の報告をお願いします。
その後、質疑応答に移り、環境審議会長への報告事項とりまとめの際は、申請者及びマスコミの方には一端ご退席いただき審議を続けたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。
それでは、温泉動力装置許可案件について、申請者から説明をお願いします。

申請者	(申請理由等について説明)
議長	資料の申請書類の1ページ目に今のご説明の内容があります。では、動力装置設置事業者から引き続き説明をお願いします。
動力装置 設置事業 者	(動力装置についての説明)
議長	ご説明ありがとうございました。続いて事務局からは説明をお願いします。
事務局	(参考資料に関する説明)
議長	次に、現地調査の報告をお願いします。
委員	(現地調査結果について説明)
議長	只今の申請者等の説明につきまして、委員の質疑をお伺いします。
委員	水質が変わったお湯を使うことで設備に対する影響はあるのか。
申請者	ポンプ等に弊害がないかは調べております。動力申請が許可されたら揚げてみます。施設は少しリニューアルすることも計画しています。
委員	ポンプの上に水が100mあることでガスを防ぐのは分かったが、ポンプの位置を下にずらすことはできるのか。
動力装置 設置事業 者	揚湯管と呼ばれる管を1本通せば10mポンプの位置をさげることができる。
委員	モニタリングをして水位が下がったことがわかれば管を付けてポンプの位置を簡単に下げられるということか。
動力装置 設置事業 者	ポンプを一度あげて管を付けることになる。1日あればできます。
議長	ありがとうございました。他に質問はございますか。 それでは、ここで意見とりまとめの打ち合わせのため、申請者及びマスコミの方は一端ご退席をお願いします。
	<動力装置案件 申請者等退席>
議長	審議の前に、参考事項として前回の部会以降の温泉関係の進捗状況について、事務局より説明をお願いしますと次第ではなっておりますが、皆さんに質問いただくためにも説明させて頂いた内容に大半含まれていたと思います。追加で必要な説明等がありましたらお願いします。
事務局	報告(前回の審議会以降の許可状況、再分析状況)

議長 それでは、この案件につきまして、委員の御意見をお伺いします。
事務局の方から当日資料と追加説明資料の説明をお願いします。

事務局 (当日資料と追加説明資料について説明)

委員 ガスが多いのは気になります。火災が起きたり爆発したりしないのでしょうか。

議長 爆発が起こらないように現地でも地面の高さから井戸を立ち上げて大気中に充満しないようにしている。

委員 定期的に汲み上げ量にモニタリングするとのことですがそれは薬務課で確認するのでしょうか。

事務局 指導として確認いたします。条件が付いての許可となるかと思いますがその許可が守られているかどうかを我々は確認する必要があると考えております。

議長 付帯条件ですが、汲み上げ量について3 OL/minで設定すること、源泉の定期的なモニタリングを実施することとさせて頂きたい。

委員 (意見なし)

議長 この案件につきましては、「条件に関する意見を付けて許可することが妥当である。」として環境審議会会長へ報告してよろしいか。

委員 (異議なし)

議長 ありがとうございます。それでは、その様にさせていただきます。
また、モニタリングの定期的な期間について2年目、5年目に成分分析を実施し、特に成分に変化がなければ、以降は通常の10年ごとの分析とすることでいかがでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 ありがとうございます。それでは、その様にさせていただきます。

事務局 <申請者等入室案内>

議長 それでは再開させていただきます。
環境審議会会長への報告事項とりまとめの結果、本案件につきましては「条件に関する意見を付けて許可することが妥当である。」として報告いたします。
条件は3 OL/minで運転すること、源泉の定期的なモニタリングを実施すること。
通常10年ごとの成分分析を義務づけておりますが、稼働してから2年目に1度、5年目にもう1度、それで成分に変化がない場合は通常の10年ごとに分析をお願いします。

それでは、これで議事のすべてが終了いたしました。
私も議長の務めを終わらせていただきます。

司会 部会長ありがとうございます。最後に、薬務課長から、お礼の挨拶を申し上げます。

課長 (挨拶)

司会

これを持ちまして、本日の徳島県環境審議会温泉部会を閉じることにいたします。